



令和4年度の米政策見直しに伴う
地域農業への影響緩和を求める

要 請 書

令和3年12月

当別町長 後藤 正洋 様

令和4年度の米政策見直しに伴う地域農業への影響緩和
を求める要請書

これまでの当別町における農業は、国の施策の下で進められている生産調整方針に基づき需要に応じた米づくりを強力に推進することと併せて、自給率向上と大型農業の実現に向け土地利用型作物である麦・大豆の増産を進め、後世に繋がる持続的な地域農業の確立のため取り組んで参りました。

このことで、6,300haの水田耕地から稲作が減少し、実に転作率は75%に及び水田地帯特有の田園風景は大きく変貌致しました。

これも、国の政策目標に沿った農業を実現するといった強い責務のもとで農政推進活動を行ってきた経緯によるものであります。

また、現在は土地改良事業への参画により作業効率を追求した圃場大区画化を始め、水利機能の充実に向けた整備を行いながら水田機能の維持・確保を図っているところでもあります。

この様な中、国では令和4年度の米政策に係る検討を行っており、水田活用の直接支払交付金の詳細ルールの見直しをされるとされました。その内容は、は種後二年目以降の多年性牧草の交付金減額、さらには、令和4年から5年間水張が行われない水田は、6年目以降交付対象から除外といった内容などが盛り込まれています。

このことが実施されると、今後、水田機能を維持するための取組みの停滞や農家戸数の減少、農地集積が進まず耕作放棄地が増大するなど、本町農業の崩壊に繋がること懸念される所です。

この様な事から、水田活用の直接支払交付金の詳細ルールの検討にあたっては生産現場の意見を十分取り入れることが不可欠と思料する所です。

これらの状況を踏まえ、今後の検討内容が地域農業の衰退や混乱を招くものとならぬよう万全を期すことを政府に求めていただきたく、下記の要旨を踏まえた意見書の提出を要請するものであります。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の詳細ルールの設定にあたっては、生産現場の意見を十分取り入れ慎重な検討を行うこと。
- 2 持続的な水田機能の維持に重要な役目を果たす飼料用米に対し、十分な予算を確保すること。

水田活用の直接支払交付金「戦略作物助成」の見直しに係る影響額

品目	R 3 面積	単価				金額		
		R 3	R 4～8	R 9～	R 3 実績	R 4～8	R 9～	
小麦	292,175a	35,000	35,000	0	1,022,612,500円	1,022,612,500円	0円	
大豆	49,844a	35,000	35,000	0	174,454,000円	174,454,000円	0円	
飼料用作物（多年性牧草）	64,075a	35,000	10,000	0	224,262,500円	64,075,000円	0円	
飼料用作物（子実とうもろこし）	8,652a	35,000	35,000	0	30,282,000円	30,282,000円	0円	
計								0円
					①	②	③	

※ 「R 9～」は、5年間（R 4～8）水張を行わなかった場合を想定。

②-① ③-①

影響額	-160,187,500円	-1,451,611,000円
-----	---------------	-----------------

令和3年12月13日

要請団体

北石狩農業協同組合
代表理事組合長 川村 義宏

株式会社 辻野商店
代表取締役社長 辻野 浩

当別土地改良区
理事長 宮本 敏治

篠津中央土地改良区
理事長 古谷 陽一

中新土地改良区
理事長 五十嵐 吉美

当別町農民同盟
委員長 堀 梅治

当別建設協会
会長 宮永 雅巳